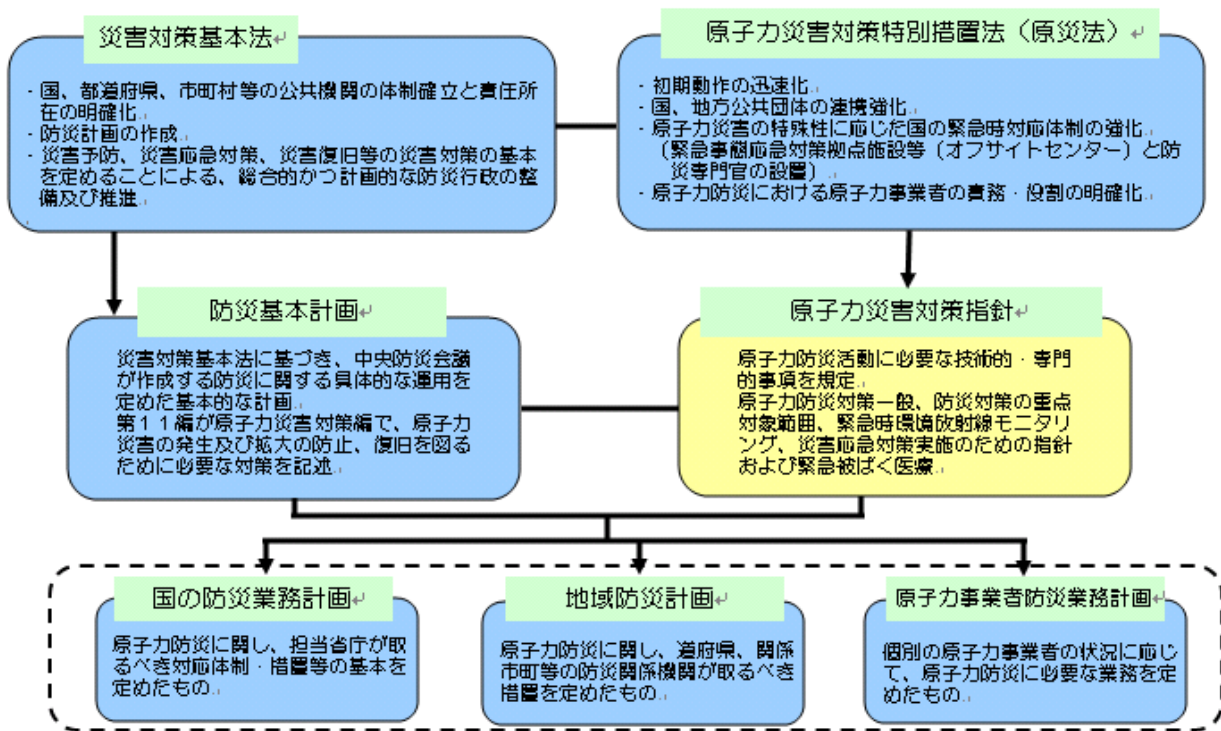


# 愛媛県地域防災計画修正案について (原子力災害対策編)

## 1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

### 原子力防災に関する法体系



## 2 計画修正の背景

今回、国の原子力災害対策指針及び同指針の運用に当たっての解説書である「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」が改正されたことなどを受け、本計画を修正するものである。

## 3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は、以下のとおりである。

### (1) 原子力災害対策指針（国）の改正に対応

#### ○ 安定ヨウ素剤の配布方法等について

安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。

(2) 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(国)の改正に対応

○ 安定ヨウ素剤の服用対象者について

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)とする。

また、原則 40 歳未満の方を配布対象者とするが、40 歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。ただし、40 歳以上であっても希望者には配布するものとする。